

利用料金及び減免の対象者について

- 本事業の利用料金は、各施設にお問い合わせください。
- 下記の区分に該当する場合、それぞれの区分に応じて、利用料金が減免されます。

区 分		減免金額 (1人1時間あたり)
1	生活保護受給世帯	300円
2	市町村民税所得割合算額77,101円未満である世帯	200円
3	要支援家庭であると認められる世帯	200円

※おやつなどの実施施設が定める実費については、別途発生します。こちらは減免が適用されません。

※減免の適用を受けるには、減免申請が必要です。新規で利用する方は、利用認定申請の時に、利用認定を既にお持ちの方は、変更申請を行ってください。

※区分1については、生活保護受給者証の提出が必要です。

※区分2について

- ① 申請する子どもと生計を同じくする扶養義務者（父母及び生計を維持している祖父母等をいう。以下同じ。）の市町村民税額により決定しております。（生計を維持している祖父母等とは、同居（世帯分離を含む）し、かつ父母が非課税の場合を指します。）
- ② 市町村民税所得割額は、調整控除を除き、住宅借入金等特別控除、配当控除、寄付金額控除（ふるさと納税を含む）、外国税額控除、配当割額・株式等譲渡所得割額控除等の税額控除が適用される前の金額を用います。

【算定に用いる市町村税及び提出書類】

- ・令和8年4月～令和8年8月利用分：令和7年度の市町村民税で算定
⇒令和7年1月1日時点で扶養義務者の住民登録が三木町にない場合は、所得課税証明書（発行から3か月以内で、上記住宅借入金等特別控除等が記載されているものをいう。以下同じ。）を提出してください。
- ・令和8年9月～令和9年8月利用分：令和8年度の市町村民税で算定
⇒令和8年1月1日時点で扶養義務者の住民登録が三木町にない場合は、所得課税証明書を提出してください。

※区分3については、詳細が決まり次第お知らせします。